

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市指定文化財旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）の策定にあたり、次に掲げる事項について、学識経験者、関連団体等からの幅広い意見を聴取することを目的として、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の活用に関すること。
- (2) その他、市長が必要と認めること。

(委員構成)

第2条 委員会は、掲げる者のうちから12人以内で構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関連団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、保存活用計画の策定日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、市長が必要と認める場合に招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより個人又は法人その他の団体の利益を侵害し、若しくは会議の進行に著しい支障が生じることが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部道の駅・飛行学校跡地整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。